

【人文学】

研究ノート

長崎県における日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の
現状と課題

—2021 年度（令和 3 年度）の文部科学省の調査を中心に—

桑戸 孝子*¹・銭坪 玲子*²・宮崎 聡子*³Current Situation and Issues of Acceptance of Students in Need of Japanese
Language Guidance in Nagasaki Prefecture : Based on a MEXT survey,
2021 school year

KUWATO Takako, ZENITSUBO Reiko, and MIYAZAKI Satoko

Keywords : (children with foreign backgrounds, students in need of Japanese Language guidance,
regions with a scattered population of foreigners , DLA, Nagasaki Prefecture)

1. 背景と目的

近年、グローバル化が加速する中、「外国につながる子どもたち」への教育支援が課題として浮上している。国は様々な施策を講じているものの、集住地域、散在地域ともに、それぞれの課題を抱えているのが現状である。学校教育現場では、日本語指導が必要な児童生徒、すなわち、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」¹⁾の数も増加している。

文部科学省が全国の公立学校を対象に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 3 年度）」²⁾によると、2021 年度（令和 3 年度）の日本語指導が必要な児童生徒は外国籍 47,619 人、日本国籍

10,688 人の計 58,307 人で、2018 年度（平成 30 年度）の前回調査より、外国籍が 6,864 人（16.8%）、日本籍が 317 人（3.1%）の計 7,181 人（14.0%）増加している。

この調査は、日本語指導が必要な児童生徒の教育の改善充実に資することを目的として、1991 年（平成 3 年度）に開始され、2012 年度（平成 24 年度）以降、2 年ごとに定期的実施されている。しかし、2020 年度（令和 2 年度）に予定されていた調査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、実施が見送られた。直近の調査は、2021 年度（令和 3 年度）の調査で、2022 年 3 月 25 日にその結果の速報が、2022 年 10 月 18 日に結果の確定が発表された。また、2023 年 1 月 13 日付で全国の市町村別一覧のデータが公開されている³⁾。全国の市町村別一覧データが公開されたのは、2021 年度（令和 3 年度）調査が初めてのことであり、それ以前は県全体の

*¹ 共通教育部門 准教授

*² 鎮西学院大学 准教授

*³ 関西学院大学日本語教育センター 常勤講師

2023 年 4 月 3 日受付

2023 年 5 月 29 日受理

総計の数値は公開されていたが、各市町村別のデータは非公開であった。今回、初めて市町村別一覧のデータが公開されたことにより、文部科学省のデータからも各県の日本語指導が必要な児童生徒の市町村別の実態が一定程度読み取れるようになったと思われる^(注1)。

一方で、長崎県の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関しては、近年、いくつかの先行研究により少しずつ明らかにされてきている^{3,4)}。しかし、長崎県全体の状況を網羅的に報告するものは管見の限り確認できない。また、筆者らも長崎県において教育支援に関わる中で、それぞれの学校が抱える課題や市町村による支援体制の格差など、散在地域共通の課題を肌で感じながらも、その詳細について把握するには至っていない。

そこで、本研究では「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」²⁾の市町村別一覧のデータを分析することにより、長崎県の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の現状を明らかにする。また、長崎県の中では日本語指導が必要な児童生徒の数が相対的に多く、2013年度（平成25年度）より2022年度（令和4年度）までの10年にわたり、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を実施してきた長崎市教育委員会に聞き取り調査を行い、市の取り組み状況の詳細を明らかにする。これらの調査研究により、散在地域である長崎県の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の現状を明らかにし、その課題について考察することとする。

2. 長崎県の日本語指導が必要な児童生徒の受入等状況

2.1 日本語指導が必要な児童生徒数

文部科学省の調査²⁾によると、2021年度の長崎県における日本語指導が必要な児童生徒は、外国籍38人、日本国籍26人の計64人である。前回調査より外国籍は5人（15.2%）増加する一方、日本国籍は7人（21.2%）減少し、全体の数は前回調査の66名より2人（3.0%）減少している。前述したように、日本全体の数は14.0%増加しているが、長崎県は外国籍と日本国籍を合わせると

^(注1) これまでは各市町村への聞き取り調査、県への開示請求等により情報を収集する必要があった。

わずかながら減少していることがわかる。しかし、図1に示すように、過去数回の調査結果からその推移を見ると、長崎県においても増加傾向にあることが窺える。

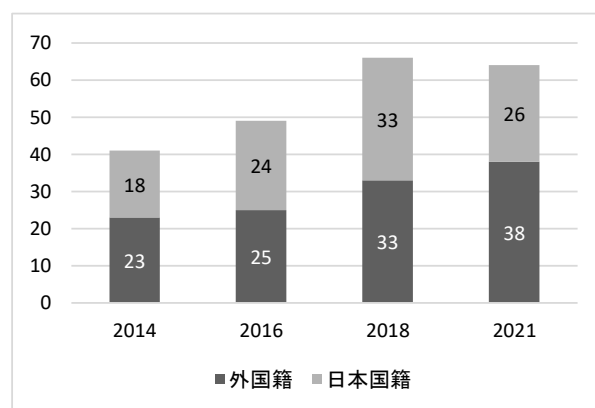


図1. 長崎県における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（人）

（出所）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度、平成30年度、平成28年度、平成26年度）」を基に筆者作成

次に「市町村別一覧」により、長崎県の市町村別の数を見てみる。図2に2021年度の日本語指導が必要な児童生徒数を示す。周知のように、公立の小中学校は市町村教育委員会、高等学校は都道府県教育委員会が管理・運営を行う。よって、図2の各市町報告の数は小中学校の児童生徒数、長崎県報告の数は高等学校の生徒数である。

長崎県には1県13市8町の計22県市町の教育委員会がある。そのうち、日本語指導が必要な児童生徒が在籍するのは、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、壱岐市、雲仙市、南島原市、東彼杵町の1県8市町である。最も多いのは、佐世保市で外国籍が14人、日本国籍が16人の計30人である。次に多いのは長崎市で、外国籍が15人、日本国籍が7人の計22人である。この2つの市を合わせると52人となり、両市に集中して在籍していることがわかる。長崎県教育委員会が報告した高等学校に在籍する生徒の5人がどの市町に在籍するかは、「市町村別一覧」からは見ることができないため、正確な割合を計算することはできないが、少なくとも佐世保市は全体の46.8%を、長崎市は34.3%を占め、この両市

を合わせると、81.1%を占めていることがわかる。他の6市町については、諫早市（外国籍2人）、南島原市（外国籍1人）、島原市（外国籍1人）、雲仙市（外国籍1人）、壱岐市（日本国籍1人）、東彼杵市（日本国籍1人）となっている。

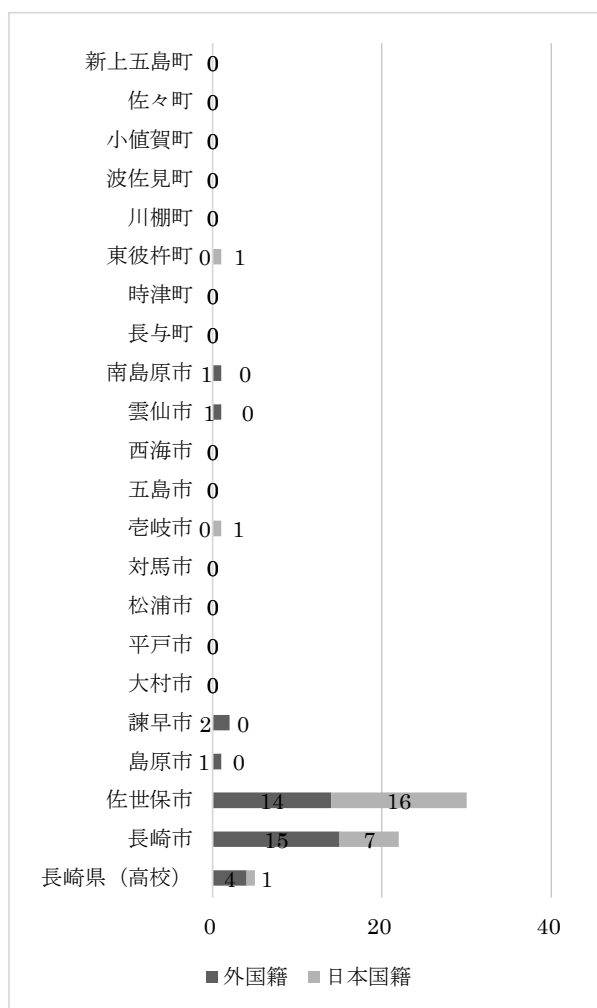


図 2. 長崎県の市町村別日本語指導が必要な児童生徒数（人）

（出所）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)市町村別一覧」を基に筆者作成

学校種別の在籍状況を見ると、外国籍38人のうち小学校在籍者が30人（学校数15校）、中学校4人（学校数4校）、高等学校4人（学校数4校）である。一方、日本国籍26人の内訳は、小学校18人（学校数9校）、中学校7人（学校数5校）、高等学校1人（学校数1校）

となっている。外国籍・日本国籍とも小学校の在籍者が多く、外国籍では79.8%が、日本国籍では69.2%が小学校に在籍していることがわかる。

在籍人数別学校数を見ると、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する38校（外国籍23校、日本国籍15校）のうち、在籍人数1人が28校（外国籍18校、日本国籍10校）、2人が7校（外国籍3校、日本国籍4校）であり、この2つを合わせると35校（92.1%）になる。残り3校は5人以上10人未満であり、佐世保市に2校（外国籍1校、日本国籍1校）、長崎市に1校（外国籍1校）確認できた。このことから、長崎県の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校では、1校当たりの在籍人数は1人または2人と少ないことがわかる。また、日本語指導が必要な児童生徒数が多い佐世保市と長崎市には、5人以上の児童生徒が在籍する学校もあることが確認された（図3参照）。

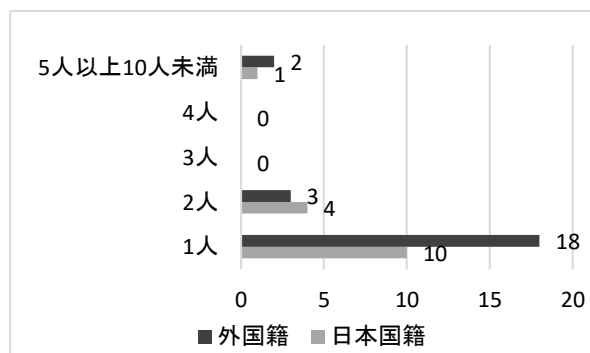


図 3. 長崎県の日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数別学校数（校）

（出所）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)市町村別一覧」を基に筆者作成

2.2 日本語指導が必要な児童生徒の言語

図4に市町村別の言語別児童生徒数の内訳を示す。長崎県で最も多い言語は、外国籍（28.9%）、日本国籍（50%）ともに、英語である。これは、文部科学省の前回調査でも、同様の結果である。また、全国で最も多いのは、外国籍ではポルトガル語（25.1%）、日本国籍では日本語（28.7%）であることから、英語が多いのは長崎県の特徴であると言える。特に佐世保市では、日本語指導が必要な児童生徒30人のうち、19人（外国籍9人、

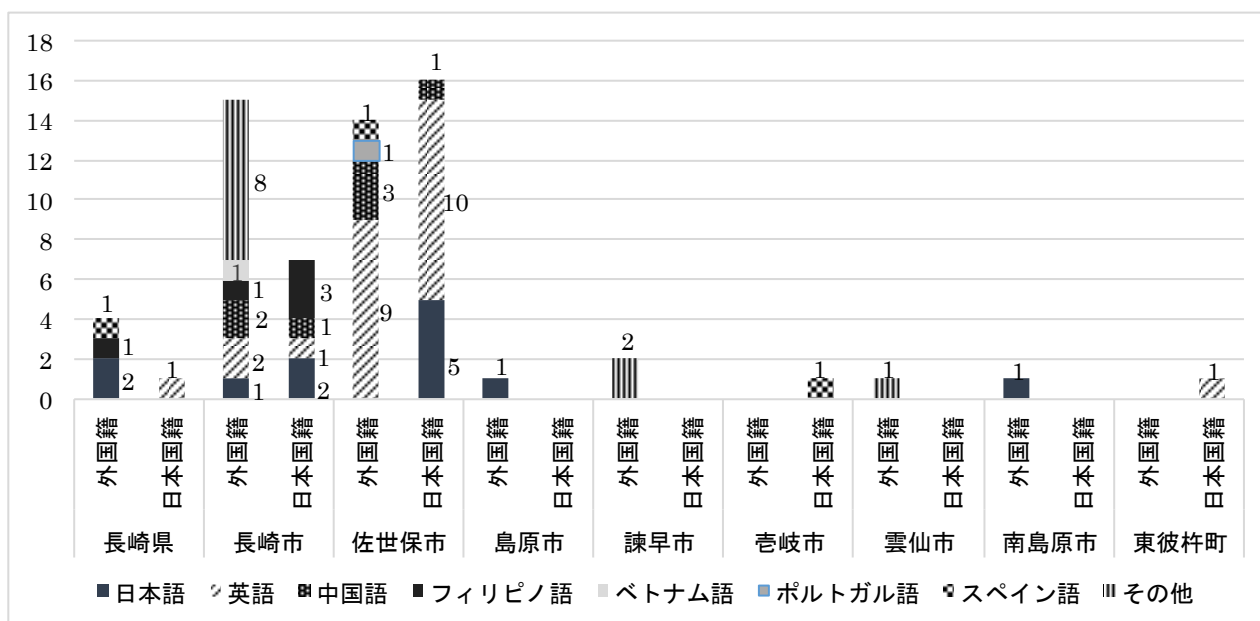


図 4. 長崎県の各市町村の言語別日本語指導が必要な児童生徒数（人）

（出所）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)市町村別一覧」を基に筆者作成

日本国籍 10 人) が英語となっている。長崎県全体では、英語は 24 人 (外国籍 11 人、日本国籍 13 人) であるが、そのうちの 79.1%が佐世保市に在籍していることがわかる。これは、佐世保市に米軍基地があることと関係がある可能性も考えられる。一方、長崎市は佐世保市に次いで日本語指導が必要な児童生徒が多いが、言語別においては佐世保市のように突出して多い言語はなく、日本語、英語、中国語、フィリピン語が 3~4 人、ベトナム語 1 人、その他の言語 8 人であることが確認でき、ばらつきがあることがわかる。佐世保市と長崎市以外の 1 県 6 市町では、児童生徒数が 1~5 人と少なく、言語も日本語、英語、中国語、フィリピン語、スペイン語、その他の言語とそれぞれである。

2.3 日本語指導が必要かどうかの判断基準および日本語指導の状況等

まず、日本語指導が必要な児童生徒の判断基準については、「DLA^(注2) や類似の日本語能力測定方法により判定している」が 8 校で、長崎市 1 校と佐世保市 7 校という内訳である。「児童生徒の学校生活や学習の様子から

判断している」は 34 校で、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する 1 県 8 市町全てにおいて確認できた。「児童生徒の来日してからの期間を対象基準にしている」は、長崎県、長崎市、佐世保市、諫早市の教育委員会所管の 5 校である。「その他」と回答した教育委員会は 1 つもなかった。以上のことから、長崎県においては、日本語指導が必要かどうかは、主に児童生徒の様子から判断されていることが窺える。日本語指導が必要な児童生徒数が多い長崎市と佐世保市においては、判断基準として DLA が使用されているとの回答になっている。ただし、その詳細を見ると、長崎市では 12 校のうち 1 校にて、佐世保市では 15 校のうち 7 校にて DLA が実施されており、両市とも全ての在籍校にて DLA が判断基準として用いられているわけではないことがわかる。

次に、日本語指導の状況等について述べる。外国籍 38 人のうち、「学校において特別の配慮に基づく指導を受けている児童生徒」は 32 人、「日本語指導における『特別の教育課程』^(注3) による指導を受けている児童生徒」

(注2) DLA とは「Dialogic Language Assessment」の略で、外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメントのことである。

(注3) 「特別の教育課程」による日本語指導とは、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態のことである⁵⁾。

11人、「日本語指導の必要により、年齢相当の学年より『正式に』下学年に受け入れている児童生徒」は1人である。日本国籍では、26人のうち「学校において特別の配慮に基づく指導を受けている児童生徒」は20人、「日本語指導における『特別の教育課程』による指導を受けている児童生徒」は7人となっている。

このデータから、外国籍・日本国籍ともに、日本語指導が必要だと判断された多くの児童生徒は、何らかの指導を受けていると言える。しかしながら、「特別の教育課程」による指導は、外国籍で28.9%、日本国籍で26.9%となっており、全体の3割以下である。全国では、その割合は外国籍73.4%、日本国籍67.5%となっており、長崎県における「特別の教育課程」による指導実施の割合は極めて低い。また、この特別の教育課程による指導が実施されているのは、長崎市、佐世保市、諫早市の3市のみとなっており、日本語指導が必要な児童生徒数が少ない市町においては実施されない傾向にあることも窺える。

次に、日本語指導における「特別の教育課程」による指導を実施していない理由をしてみる。まず、長崎県全体では、「日本語と教科の統合的指導を行う担当教員がいないため」という理由が15校、「日本語指導における『特別の教育課程』で行うための教育課程の編成が困難であるため」が11校、「個別の指導計画の作成や学習評価が困難なため」が4校、「拠点校への通級などのための学校間の連携体制が整っていないため」が3校、「該当する児童生徒本人または保護者が希望しないため」が7校、「校内に日本語指導における『特別の教育課程』の対象児童生徒がいないと判断するため」が12校、「その他」が3校となっている。「対象児童生徒がいない」と判断する学校が12校ある一方で、「担当教員がいない」「特別の教育課程の編成が困難」など、実施したい気持ちはあっても物理的に実現できない理由も少なからず確認された。

「特別の教育課程」の指導時間についてみると、「週1単位時間以上週2単位時間未満」3人、「週2単位時間以上週3単位時間未満」5人、「週3単位時間以上週4単位時間未満」2人、「週4単位時間以上週5単位時間未満」1人、「週5単位時間以上週6単位時間未満」1人、週6単位時間以上週7単位時間未満」1人、「週7

単位時間以上週8単位時間未満」4人、「週9単位時間以上」1人となっており、児童生徒によって指導時間にばらつきがあることがわかる。

「特別の教育課程」を特定の教科等に替えて実施しているかどうかについての回答では、「特定の教科等と替えて実施している」が3校、「特定の教科と替えることとしていない」が3校である。前者3校にその教科を聞いたところ、「国語」が3校、「道徳」が1校であった。全国のデータを見ると、上位3科目は国語92.2%、算数または数学53.2%、社会35.3%で、国語が最も多いが、これは長崎県でも同様である。

また、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の内容等については、「サバイバル日本語」9校、「日本語基礎」15校、「技能別日本語」8校、「日本語と教科の統合学習」3校、「教科の補習」18校、「その他」3校となっている。このデータから、児童生徒の状況に合わせた日本語指導の内容が決定されていることが窺えるが、「日本語と教科の統合学習」は3校と少ないことも確認された。

2.4 日本語指導が必要な学生等の進路状況

文科省の2021年度（令和3年度）の調査では、2020年度（令和2年度）の公立中学校等の卒業者の進路状況が聴取されている。長崎県のデータを見ると、2020年度の公立中学校等の卒業者数は2人で、いずれも高等学校等に進学しており、進学率は100%である。一方、全国のデータでは、全中学生等の進学率が99.2%であるのに対し、日本語指導が必要な中学生等の進学率は89.9%である。長崎県は該当者数が2人と少ないため単純に比較はできないが、該当者全員が高校に進学したことは確認された。

2.5 日本語指導が必要な児童生徒等の受入に関する指導体制の整備状況

長崎県における22の地方公共団体のうち、指導体制を整備していると回答したのは7団体（31.8%）で、整備していないと回答したのは15団体（68.2%）である。実施している7団体の整備している指導体制の内訳は、「『拠点校』を設置し域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級を行う」が2団体、「『拠点校』を設置し担当教員が拠点校での指導に加え、拠点校以外の学校へも巡回指導を行う」が1団体、「日本語指導の支援者や母語

支援員等が域内の学校を巡回して指導・支援を行う」が 1 団体、「学校に配置した日本語指導担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う」が 1 団体、「その他」が 3 団体となっている。一方、実施していない 15 の地方公共団体の特段の指導体制を整備していない場合の理由で最も多かったのは、「所管する学校に日本語指導が必要な児童生徒がいない又は少ない」で、14 団体となっている（93.3%）。この 14 団体の中には、同年に日本語指導が必要な児童生徒が在籍しているところもあるが、その 2 団体においても日本語指導が必要な児童生徒が少ないという理由で指導体制が整備されていないことがわかった。これ以外の理由としては「通常の学級において必要な支援ができていない」「指導できる人員が不足している」がそれぞれ 2 団体、「どのような支援を行うべきか分からない」「予算が不足している」がそれぞれ 1 団体確認された。

2.6 学校での日本語指導における ICT 端末等活用状況

長崎県の学校での日本語指導における ICT 端末等の活用については、「活用している」地方公共団体は 1 つもなく、「活用していないが具体的な活用方策を検討している」が 1 団体（4.6%）、「活用していない」が 21 団体（95.5%）である。全国では「活用している」21.3%、「活用していないが具体的な活用方策を検討している」11.9%、「活用していない」66.8%となっており、長崎県の活用状況が極めて低いことがわかる。

次に、日本語指導補助者等の支援者の学校での ICT 端末の利用可否については、「利用できるようにしている」7 団体（31.8%）、「一部で利用できるようにしている」1 団体（4.55%）、「利用できるようにしていない」14 団体（63.7%）である。「利用できるようにしていない」と回答した 14 団体には、長崎県では日本語指導が必要な児童生徒数が多い佐世保市と長崎市も含まれていた。両市には日本語指導の支援者または母語支援員の存在が確認されるが、これら支援者は学校において ICT が利用できないことが窺える。全国のデータでは、「利用できるようにしていない」が 49.4%であることから、長崎県では支援者の学校での ICT 端末利用が活発に行われていないと言えよう。

2.7 日本語指導の支援者・母語支援員の配置状況

2021 年 5 月 1 日現在で雇用・登録されている長崎県の

日本語指導の支援者の人数は、「常勤職員」0 人、「会計年度任用職員」8 人（佐世保市）、「ボランティア」1 人（諫早市）、「他機関（団体等）からの派遣者」0 人、「その他」5 人（長崎市）である。次に、母語支援員については、佐世保市のみが配置していた。佐世保市では 8 人の母語支援員が「会計年度任用職員」として登録されていた。その 8 人の母語支援員の言語別内訳を見ると、英語が 5 人、中国語が 3 人となっている。前述したように、佐世保市の日本語指導が必要な児童生徒の言語別内訳を見ると、「英語」が最も多く、次いで「日本語」「中国語」と続くため、それに対応できる体制がとられていると言える。

以上のことから、長崎県では、日本語指導が必要な児童生徒数が多い佐世保市と長崎市では、日本語指導の支援者・母語支援員が配置されていることがわかるが、それ以外の市町では、諫早市にボランティアが 1 人配置されるに留まっている現状も見える。

2.8 教育委員会における研修の実施状況

教育委員会における日本語指導が必要な児童生徒等の教育に関する研修の実施状況では、「実施している」が 1 団体（4.6%）、「実施していない」が 21 団体（95.5%）である。

長崎県で研修を実施している 1 団体は長崎市で、「在籍学級担任・日本語指導担当教員」「管理職」「日本語指導の支援者・母語支援員」を対象に、「外国人児童生徒受入れの現状と施策」「学校の受入れ体制」「外国人児童生徒の心理・アイデンティティ」についての研修が行われている。

「研修の実施についてどのようなことを感じるか」という設問の回答を見ると、研修を実施していない理由も見えてくる。回答によると、「管轄下に日本語指導が必要な外国人の子供が全く又はほとんどいないため独自の研修は特に必要ない」が 14 団体、「各学校での対応（前任者からの引継ぎ等）で十分であり特段の研修は必要ない」が 2 団体あり、これらから、研修が必要ではないと考えている団体が少なくないことがわかる。一方、「外国人の子供の受入れが不定期であり計画的に研修を行うことが難しい」が 9 団体、「研修を担当する講師を確保することが困難である」が 8 団体、「どのような研修内容を実施すべきか分からない」が 5 団体あることから、

研修実施の困難さを感じている団体があることも窺える。

2.9 本章のまとめ

本章では、文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）の市町村別一覧」²⁾の長崎県のデータを基に、長崎県の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等について整理し記述した。

まず、2021年度（令和3年度）における長崎県の日本語指導が必要な児童生徒は64人で、その約8割が佐世保市と長崎市の学校に在籍していることがわかった。また、言語別では、英語が最も多く、その79.1%が佐世保市の学校に在籍していた。さらに、DLA、特別の教育課程による指導、ICT活用、日本語指導の支援者・母語支援員の配置、教育委員会による研修については、佐世保市、長崎市、諫早市以外はそのいずれも実施しておらず、地域による指導体制に差があること、様々な理由から十分な支援体制が整っていない団体もあることが示唆された。

3. 長崎市の現状

本章では、長崎県では日本語指導が必要な児童生徒数が相対的に多く、長年にわたり「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を実施してきた長崎市教育委員会への聞き取り調査等を基に、長崎市の取り組みの詳細について述べる。

3.1 日本語指導が必要な児童生徒等の支援の概要

長崎市が日本語通級教室を設置したのは1991年のことである。当時、中国からの帰国児童生徒が多かったため、系統的な日本語指導と学校生活への順応が目的とされていた。2004年以降、教育指導員派遣事業が開始された。支援が必要な児童生徒の増加や保護者に対する支援の必要性が見込まれたからである。2019年に支援を必要とする児童生徒数が前年度の2倍以上となり、子どもたちの母国語は中国語以外に、ネパール語やスペイン語、ロシア語、アラビア語等、多岐にわたった。2020年から3年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、支援を必要とする子どもの数は減少したが、感染状況が落ち着き次第、再び増加するのではないかと予想される。

3.2 日本語指導の必要性についての判断

長崎市における日本語指導が必要な児童生徒等の支援は、児童生徒の在籍校からの申請を受けて決定される。

まず、毎年、年度初めに「通級教室」及び「教育相談員派遣」の関連資料が市教育委員会から各校に配布される。次に、支援を求める学校・保護者から申請があり、教育長が必要であると判断した場合に日本語通級教室への入級・教育相談員の派遣が確定する。教育相談員の派遣については、教育委員会学校教育課で派遣可能な場合に限り、派遣される。学校からの申請がない場合は、通級教室等の支援は行われないため、未申請校の詳細な実態については把握が難しいという。

支援開始後は、児童生徒の日本語能力把握のためにDLAが実施されている。通級教室では指導員によって随時行われているが、教育相談員を派遣している学校では、年度末に教育委員会学校教育課指導主事が全ての支援児童を対象にDLAを行っている。DLAは、話す・作文または話す・読む等が実施されている。日本語能力が十分に身に付いたと判断される場合には、支援の終了について検討されることもある。

3.3 日本語指導の内容

日本語指導の内容は、サバイバル日本語、日本語基礎、技能別日本語、日本語と教科の統合学習、教科の補習等である。文字は、「あいうえお」のひらがな、カタカナから教える場合もあれば、1年生の漢字から教える場合もある。通級教室の場合は、保護者からの依頼によって、ある特定の教科について教えることもあるという。

既存のテキスト以外に、指導員や相談員が作成したプリントや絵本、絵カード、トランプ、かるた、すごろく等も活用されている。児童生徒の学習意欲や集中力を向上させるため、じゃんけんなどのゲーム的要素を盛り込んだ学習を行ったり、母語で書かれた絵本を図書館で借りてきて読んだり、担当者は各々工夫を凝らした授業を行っているという。翻訳機を活用し、児童生徒本人や保護者とのコミュニケーションに役立てているケースもあるが、音声入力精度に限界があるなど、その使用には賛否両論ある。

3.4 帰国・外国人児童生徒日本語通級教室

日本語通級教室は、「系統的な日本語指導を行うことによって、適正な日本語の習得と学校生活への適応を図る」ことを目的としている。原則として、文科省指定帰国・外国人生徒教育研究協力校として指定を受けた学校内に設置するが、指定がない場合は、年度当初に長崎市

教育委員会が定めるという。指導者は、主に、英語を母語もしくは公用語とする児童生徒に日本語指導ができる者とされる。支援の期間は1年を単位とするが、次年度も通級の継続を希望する場合は、年度当初の手続きを経て、継続が決定する。英語以外での日本語指導が必要な場合は、学校教育課に相談し、日本語通級教室もしくは帰国・外国人児童生徒教育相談員派遣で対応される。

外国人児童生徒数に応じた加配措置による日本語通級指導員は、2021年度は3人（小学校2校、中学校1校）、2022年度は2人（小学校2校）であった。いずれも小学校教員免許の有資格者であるが、日本語教育の専門家ではない。それぞれ市内の拠点となる学校に配置されているが、必要に応じて、他校へも出向くなど、同時に複数校の支援を担当することもある。この加配された「講師」である日本語通級指導員がカリキュラム作成や日本語指導（入り込み授業、取り出し授業）を行う。

3.5 帰国・外国人児童生徒教育相談員の派遣

帰国・外国人児童生徒教育相談員の派遣は、「帰国・外国人児童生徒に対し、母語が理解できる指導協力者を市教委が指定する当該児童生徒の在籍する学校に派遣し、教育相談や学習・生活支援活動を行う」こと、「個々の多様な生活背景や学習歴を踏まえた指導や児童生徒の個性の伸長を図る指導の充実及び日本語能力の伸長を図る」ことを目的としている。

帰国・外国人児童生徒教育相談員は、母語支援員も含めると、2022年度は約7人である。母語支援員はフィリピン語1人、ベトナム語1人だが、相談員の数は変動しやすい。英語インストラクターや主婦、学生等、相談員として登録した人物を派遣している。市内に位置する大学の日本語教育専門の教員等からの紹介で、支援が必要な児童生徒と同様の母語を持つ留学生や教職課程や日本語教師養成課程で学ぶ日本人学生を相談員として派遣することもある。教育委員会による面談の上、相談員としての派遣が依頼される。

教育相談員が担当するのは、以下の教育活動の協力業務である。帰国・外国人児童生徒に対する日本語の指導・援助、学習面・生活面の指導・援助、当該児童生徒及びその保護者に対する教育相談の援助及び通訳・翻訳、学校の行う国際理解教育の推進、その他、当該児童生徒の教育の推進である。期間は当該年度の5月から3月上

旬までであるが、前年度からの継続が確定している場合は、4月からの派遣も可能となっている。

相談員の場合、所定のカリキュラムはなく、入り込み授業等で臨機応変に対応することが求められる。謝礼金として、長崎市の予算から交通費込みの一定額が時間単位で支払われているが、3分の1は文部科学省の補助金を得ているという。教育相談員を派遣できる時数は、派遣学校全ての合算で年間1,000時間と定められているため、児童生徒数や指導を要する度合いに応じて、長崎市教育委員会が配當時数を決定している。個々の事例に応じた支援を実現するためにも、今後、より多くの大学等と連携し、相談員を安定して派遣できるようにしたいという。

3.6 支援体制の構築

より充実した支援体制構築のために、長崎市では様々な取り組みがなされている。まず、前述したように近隣の大学教員と連携を図り支援員確保に努めている。また、支援活動内容の報告や問題点の共有等を目的として、1年に2回、市教育委員会主催の研修会が実施されている。1回目は5月に制度の説明等が、2回目は3月に関係者による懇話会が行われる。懇話会には、教育委員会や日本語通級教室指導員、帰国・外国人児童生徒教育相談員、大学教員等が参加している。さらに、当該児童生徒がより充実した支援を受けられるように、保護者等から事前相談があれば、市教育委員会から通級教室がある地区への居住を勧めることもあるという。

しかしながら、支援体制の構築については課題もある。まず、支援現場における人材不足が挙げられる。特に母語支援員の確保が難しく、教育支援員の拡大が望まれているが、加配教員の増員などには至っていないという。また、前に述べたように、現状では、当該児童への支援要否の判断は、各学校に委ねられていることから、学校間で支援体制や支援内容に差があることも予想される。加えて、日本語指導が必要かどうかの判断についても、長崎市の当該児童生徒が在籍する全ての学校においてDLAが実施されているわけではないため、申請がなかった学校においても、実際には、支援が必要な児童生徒が在籍していた可能性があることも考えられる。

3.7 本章のまとめ

本章では、長崎市教育委員会への聞き取り調査等をも

とに、長崎市における日本語指導が必要な児童生徒の支援状況について整理した。

長崎市の支援には、日本語通級指導員による日本語通級教室と帰国・外国人児童生徒教育相談員による学習支援の2種類がある。毎年、年度当初に、2種類の支援申請に係る文書が市教育委員会から各学校に配布され、児童生徒の在籍校からの申請があれば、支援が始められる。支援には、小学校教員免許の有資格者による日本語通級指導員が担当している日本語通級教室、そして、母語支援員や英語インストラクター、学生等による帰国・児童生徒教育相談員の派遣がある。市教育委員会主催の研修会が年に2回開催されており、市教育委員会や指導員、相談員、大学教員等が参加している。DLAは市教育委員会学校教育課指導主事や指導員が実施している。

課題としては、支援者の安定的な確保、支援の必要性を判断する方法（現状では、在籍校からの申請が原則である）、DLA実施のタイミング、日本語教育専門家の配置、より強固で柔軟な支援体制の構築等があげられるだろう。長崎市における支援をさらに充実したものにするためにも、当事者間でこれらの課題を共有し、解決に向けた検討がなされることが求められる。

4. 散在地域における支援体制構築を目指すには—他地域の事例より—

ここでは、今後、長崎県において、散在地域としてどのように支援体制の構築を図っていくのがよいのかを考えるうえで、実践や研究が進んでいる他自治体の先行事例を見ておきたい。

中川⁶⁾は、「散在地域」という用語に明確な定義が与えられているわけではないとし、単に総人口に占める割合などの数字(%)ではなく、同国人のコミュニティの有無、行政のサポートの量、居住地域の範囲など、社会的・自然的環境といった質的な観点で捉えることの重要性を指摘している。中川は散在地域の課題として以下のような点を挙げている。

- ・市町村間の格差が極めて大きい
- ・子どもの存在自体が見えにくく、課題が意識化されにくい
- ・子どもが地域内、学校内に常にいるとは限らず、支

援の長期的、計画的なビジョンを持って進めることが難しく、制度化をはかることが人的、予算的にも難しい

・教育支援にあたる人材が質量ともに乏しく、人材がいても散在しており孤立しがちであり、人材養成・育成の機関や研修の機会も乏しい

これらは、全て長崎県にもあてはまることである。中川⁶⁾によると、福島県では上記のような課題を解決するため、県は「ふくしま子どもサポートセンター」を設置し、そこにコーディネーターを配置して人材バンクを整えることにより、ノウハウを持たない自治体に対して緊急の対応ができるようなセーフティーネットを整備している。また福島市では、日本語のレベルや教科の力、家庭内の言語などが異なる約20名の対象児童生徒に対し、独自の制度を整備し、教科学習につながる日本語指導や、保護者が学校とのコミュニケーション時に必要とする日本語の指導も行うなど、保護者まで射程に入れた包括的な支援に取り組んでいる。

また青森県では、2020年に文部科学省の調査とは別に、県内の外国につながる子ども全てを把握し個々の子どもの学習言語能力に着目した調査を行い、これまでの調査で把握されてこなかった地域の多文化状況や支援を必要とする子どもたちの存在を明らかにしている⁷⁾。そのような調査研究の成果をもとに、青森県独自の外国につながる子どもの教育支援にあたって必要な情報を集約した「青森県版 外国につながる子どもの教育支援ガイドブック～多文化共生の学校づくりに向けて～」⁸⁾を作成し、WEBで公開している(2023年3月)^(注4)。そこには、県内の支援に関わる機関とそのネットワーク(「日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会」)が図式化され、それぞれの役割の可視化が行われている。また、支援のための人材や資源が豊富ではない散在地域の現状を踏まえ開発された「日本語0パッケージ」という日本語指導プログラムが紹介されている。特徴的なのは、日本語教育や多文化共生教育を専門とする大学教員を多文化スーパーバイザーとして受け入れ校に年3～5回派遣し、日本語指導計画の提示、担任・管理職・支援員

(注4) 本ガイドブックは、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、弘前大学が実施した令和4年度「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」の成果物によるものとされている。

等との会議の実施を行っていることである。受け入れ経験が少なく支援に困難を抱える学校で多くの成果を上げているとのことである。ガイドブックの作成には、弘前大学教育学部多文化リソースルームを中心に、県市の各教育委員会、高中小教員、大学等研究者、NPO 法人など関わっており、支援体制の構築とその可視化には地域の様々な機関や人々の協働が欠かせないことが窺える。

九州・沖縄地区での取り組みについても見ておく。長崎の近接県である佐賀県も、散在地域として特色のある支援体制構築の取り組みを長年にわたって行っており注目される。早瀬⁹⁾によると、佐賀県では日本語支援体制構築の基盤づくりのため、人材育成の試みとして、ボランティア養成講座の実施と、年 6 回の日本語教育の専門性を有する人材育成研修が行われている。また日本語コーディネーターによって、学校現場と地域ボランティア教室との連携や、日本語教育専門家やカウンセラー、通訳者、外部有識者による支援チームの編成などが行われ、それにより外国人児童生徒への認知が広がり、個々の生徒に応じた適切な対応が迅速に取れるようになったと報告されている。さらに早瀬ほか¹⁰⁾では、散在地域の「特別な課程」実施モデルの提案として、県教育委員会、(公財)県国際交流協会、佐賀県日本語学習支援「カスタネット」が中心となり連携した支援体制の紹介と実践成果が報告されている。

また沖縄県では、県内で比較的日本語支援体制が整備されている北谷町において、すべての学級担任を対象に、学級内の外国につながる児童生徒と彼らの学級参加や日本語力について調査したことが報告されている¹¹⁾。調査結果からは、文部科学省調査の結果の 3 倍以上もの児童生徒に日本語指導等の特別な指導が必要だと認識していること、さらにそのうちの三分の一以上の児童生徒は無支援状態であることが明らかになったとされている。このように町全体において学級担任を通じ調査を行ったことは画期的であり、現状を正確に把握し、必要な支援を適切に行っていくうえで非常に重要なものであると考えられる。そこで挙げられている DLA を実施したうえでの支援の可否や支援内容を正確に測る必要があるとの指摘は、長崎県でも検討していく必要がある。

九州・沖縄地区では、近年県を超えた情報交換の場が増えている。そのようなネットワークを活用しながら、

今後長崎からも情報発信を行い、貢献していくことも課題となるであろう。

以上、福島県、青森県、佐賀県、沖縄県(北谷町)の取り組み事例を見てきた。中川⁶⁾に指摘されるように、散在地域のメリットは、支援者と行政の距離が近く、関係性を築きやすいことである。それを強みとして、現場の支えとなる長崎県ならではの支援体制をより整えていくことが喫緊の課題であると言える。長崎県の現状を可視化しつつ、先行する他自治体の事例を参考にしながらそれを応用していくことは、長崎県での課題解決に有効であると思われる。

5. まとめと今後の課題

本研究では「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和 3 年度)」²⁾の市町村別一覧のデータ分析と、長崎市教育委員会へのインタビュー調査を基に、長崎県の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の現状について、網羅的に整理し分析を行った。その結果、長崎県の特徴としては佐世保市と長崎市の 2 市集中型であること、長崎市をはじめとして各市町村で独自の取り組みも見られるが、その支援体制には差があること、またその理由などが一定程度明らかになった。

今後は、県全体において支援の空白地域がなくなるよう、県と各市町の連携を基盤とした関係機関のネットワーク構築と、支援体制の整備が喫緊の課題となる。人材確保の難しさは確かにあるだろうが、既にいくつかの市では、日本語教育や多文化共生を専門とする大学教員も学校現場への支援に積極的に関わり始めており、活用すべき人的リソースは確実に存在している。これらの人的リソースも活用し、まずは県下全ての市町村における当該児童生徒への DLA 実施を提案したい。それにより、日本語指導が必要かどうかを的確に判断するための実態把握が可能となり、アセスメントに基づいた個別の教育支援計画^(注 5)が立てられ、それぞれの児童生徒に応じた支援を行うことができると考える。またそれとともに、関係者が DLA の方法や教育支援計画に関する知識が学べる

(注 5) 安田・中原¹²⁾でも、指導計画の作成とそれに基づいた支援内容や支援形態の検討、指導者間の情報共有が必要であることが指摘されている。

研修会を定期的に行うことも、合わせて提案したい。そのような場を設けることは、人材育成はもちろんのこと、外国につながる子どもをめぐる問題への認知度を高め、自治体・学校・支援者等のネットワークづくりの機会の創出にもなると考える。

今後は、さらにきめ細かい調査と、現場で行われている教育実践の記述を並行して行い、行政や関係機関に情報共有や提言を行っていききたい。

謝辞

本稿執筆にあたり、長崎市教育委員会学校教育課指導主事の久家江光子氏に、長崎市の取り組みについて貴重な情報をご提供いただきました。また、「みんなで暮らす凸凹ひろば」共同代表の宮崎聖乃氏からは、論文の構成や内容について貴重なご意見を賜りました。心よりお礼を申し上げます。

参考文献

- 1) 文部科学省 (2019) 外国人児童生徒受入れの手引き改訂版
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/22/1304738_003.pdf 最終閲覧日 2023年3月20日
- 2) 文部科学省 (2022) 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400305&tstat=000001016761&cycle=0&tclass1=000001171786&metadata=1&data=1> 最終閲覧日 2023年3月20日
- 3) 桑戸孝子・宮崎聖乃・宮崎聡子 (2020) 「長崎県における外国につながる子どもの教育：現状と課題」『長崎総合科学大学紀要』60(1), pp.89-100.
- 4) 銭坪玲子・桑戸孝子 (2021) 「外国につながる子どもたちの学習支援：外国人散在地域における事例研究」『鎮西学院大学現代社会学部紀要』20(1), pp.99-105.
- 5) 文部科学省 (2023) 「『特別の教育課程』による日本語指導の位置付け」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341926.htm 最終閲覧日 2023年3月20日
- 6) 中川祐治 (2022) 「散在地域における地域支援の取り組み」齋藤ひろみ編著『外国人の子どもへの学習支援』, pp.64-70, 金子書房.
- 7) 桐村豪文・吉田美穂 (2021) 「多文化共生と日本語指導が必要な子どもの把握—『外国とのつながり』と『学習言語』に着目した調査の在り方—」『弘前大学教育学部紀要』第125号, pp.129-230.
- 8) 弘前大学教育学部内 NPO 法人ひろだい多文化リソースルーム (2023) 『外国につながる子どもの教育支援ガイドブック—多文化共生の学校づくりにむけて—』<https://onl.sc/kUxsEFF> 最終閲覧日 2023年3月20日
- 9) 早瀬郁子 (2016) 「散在地域における JSL 児童生徒の日本語指導—支援ネットワークづくりの成果と今後の課題—」子どもの日本語研究会第一回大会, 2016年3月26日 於東京女子大学, ポスターNo.1
- 10) 早瀬郁子・伊井嘉也・西村常裕 (2018) 「散在地域として特色のある支援体制構築を目指して—佐賀県全体として連携の取れた JSL 児童生徒への日本語指導—」子どもの日本語教育研究会第3回大会, 2018年3月3日 於聖心女子大学, ポスター発表13
- 11) 高橋美奈子・渡真利聖子・平良ゆかり (2022) 「学級担任が把握する日本語指導が必要な児童生徒の支援状況—沖縄県北谷町における公立小中学校の全学級を対象にした調査より—」『球大学国際教育センター紀要』第6号 pp.14-31.
- 12) 安田眞由美・中原郷子 (2022) 「散在地域の外国につながる児童生徒をめぐる日本語支援の課題—『入り込み』支援を実施した大学生へのインタビューを通して—」2022年度日本語教育学会秋季大会, オンライン開催, 2022年11月27日, ポスター発表⑭予稿集, pp.285-290.